

# 第1回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日(木) 午後2時00分から午後4時20分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 19名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	伴 慎也	委員	9	勝井 麻有美
副会長(会長職務代理者)	18	今井 百合	委員	10	奥村 淳子
委員	1	藤井 利徳	委員	11	奥村 喜美子
委員	2	中島 準一	委員	12	寺田 勝典
委員	3	緩利 哲治	委員	13	黄瀬 忠幸
委員	4	曾我 秀美	委員	14	植西 良隆
委員	5	中本 芳美	委員	15	林田 清光
委員	6	福野 憲二	委員	16	鍋家 善幸
委員	7	森地 良彦	委員	17	山川 芳範
委員	8	山崎 容子			

5. 欠席委員 無

6. 議長 議席19番 伴 慎也 会長

7. 議事録署名委員 議席 1番 藤井 利徳 委員  
議席 2番 中島 準一 委員

## 8. 総会

1) 開会

2) 市民憲章唱和

3) 会長挨拶

4) 議事録署名委員の指名

5) 議事

○議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について

○議案第5号 令和5年度農用地利用集積等促進計画の案にかかる意見について

○議案第6号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について

○報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告

6) 報告事項

○事務局報告事項

7) 閉会

## 9. 事務局出席者（4名）

事務局長 地平 勝弥

局次長 村田 浩司

係長 澤田 均

係長 谷川 智彦

## 10. 会議の概要

事務局長 総会会議規則第7条第1項の規定により、会長に議事の進行をお願いいたします。

議長 それでは議事の進行をさせていただきます。  
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、ございません。遅参、早退の届出もございません。よってただ今の出席委員は19名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言します。

続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席1番藤井利徳委員と、議席2番中島準一委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

議長 それでは議事に入ります。  
最初に、議案第2号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
はじめに、3条調書、整理番号28について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、整理番号28について説明します。議案書は2ページ、調書は3ページ、参考図は1ページ、2ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

農地の処分を検討していた譲渡人と、農地を取得し自家消費用の樹木栽培を考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて果樹の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号28については、議席8番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番山崎です。  
ただ今、事務局から説明がありました議案につきまして、前任農業委員松下委員の意見を申し上げます。

現地は黄瀬推進委員とともに、7月14日に確認し、譲受人から聞き取りを行いました。申請地は、山地に隣接しており、獣害を受けやすく、また水利も不便で耕作地としては不適であることから、長年耕作放棄地となっていました。今回の案件は、譲渡人が相続で取得した土地であり、現在は他所に移住しておられ、今後も耕作を行う予定はないことから、近隣で自家消費用の果実栽培農地を探し

ておられた譲受人との間で売買することで合意に至り、申請に至りました。当地は、長年耕作放棄となっていますが、今後、譲受人が建設業を営んでいる経験を生かして、果実の柿・栗の栽培を行う計画です。以上から、土地の権利移転には特に問題もなく、申請は許可することが妥当であると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号8黄瀬推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号8黄瀬です。  
申請地は、農免道路と池並びに山に挟まれた地域です。農地の最適化の推進には何ら支障ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号28について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号28については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号29について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号29について説明します。参考図は3ページ、4ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

申請地は不耕作であり、また、譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は当該農地近くに居住しており、申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号29については、議席6番福野委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号6番福野です。

7月31日に前任者からの引継ぎの資料と情報をもとに、現地確認をしました。申請地は、山林に隣接した農地ですが、現状は遊休農地に区分され、雑草が繁茂する農地です。所有者は、すでに市外にお住まいで、農地の維持管理が困難であるとの理由で、地元在住の譲受人に譲渡されることになりました。数年後に、この地域において実施される予定の農地構造改革事業に対して、事業の円滑化と農地利用の効率化が見込まれ、農地利用最適化の推進に支障がないと認められます。よって許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 続いて、区域番号10保井推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号10保井です。

前任者の奥村推進委員から引継いでおります。事務局並びに福野農業委員の説明ですべてであると考えます。補足するものはありません。なお、所有者異動による農地の最適化推進については何ら問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号29について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号29については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号30については、**議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」**の整理番号25と関連がございますので一括審議といたします。

なお、採決は個別に行います。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号30と、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」整理番号25について一括して説明します。整理番号30についての参考図は5ページ、6ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の規模拡大を考えていた譲受人と農地の所有権移転について合意し、申請されました。申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

続きまして、5条調書、整理番号25について説明します。調書は10ページ、参考図は33ページ、34ページ、土地利用計画図は35ページです。申請地は、非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請内容は、倉庫を目的とする、農地の売買です。計画によると、建築面積89.5平方メートルの農業用倉庫を建築されます。建ぺい率は29.8パーセントです。申請地は、当該3条申請により取得予定となる農地の南側隣接地にあり、耕作を行う上で農機具等の保管に都合がよい場所であったことから、当該申請地を選定されました。新たな造成工事はなく、敷地全体が南側傾斜となっており、隣接農地との間は擁壁により仕切られていることから雨水の流出もなく、周辺農地への被害はないものと考えます。なお、今回の、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 3条調書、整理番号30および5条調書、整理番号25については、議席5番中本委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号5番中本です。

令和5年7月12日に、前任の田畑農業委員と綾戸推進委員とで現地を確認され、申請者から申請理由について聞き取りを行っていただいています。

譲渡人は、申請地の集落に以前住んでおられましたが、現在は市外にお住まいです。したがって、この農地の管理は、親戚の方々や人材派遣センターに依頼され、現在に至っています。譲受人は経営規模拡大を目指し農地を探しておられたところ、仲介人の紹介にて商談が整いました。譲受人は市内にお住まいで申請地までは近距離であり、通作されるとのことです。地目は田ですが、現状は不耕作地で、水稻作付けをすることは困難であると思われませんが、譲受人は年々整地し、水稻作付けをするという強い意思を持っておられます。また、この農地を取得するに当たり、誓約書が提出されており、譲受人の熱心な生産意欲と耕作放棄地の解消に繋がることを期待して、許可相当と判断いたしました。

続きまして、5条調書、整理番号25について説明します。こちらも、令和5年7月12日に、前任の田畑農業委員と綾戸推進委員とで現地を確認され、申請者から申請理由について聞き取りを行っていただいています。

5条申請については、3条申請で取得される南側の隣地であり、建造物は農機具の倉庫として利用されます。何ら問題もなく、許可相当との判断をいたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続いて、区域番号17大森推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号17大森です。  
前任の推進委員から、事務局並びに農業委員の説明のとおり引継いでおりますので、特に補足はございません。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、まず、3条調書、整理番号30について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号30については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、5条調書、整理番号25について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、5条調書、整理番号25については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号31については、整理番号32と関連がございますので、一括審議といたします。  
なお、採決は個別に行います。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号31、32について説明します。まず、整理番号31についての調書は3ページ、参考図は7ページ、8ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は会社勤務のため、継続的な農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し申請されました。申請地にて果樹の栽培を行う予定です。

続きまして、整理番号32について説明します。調書は4ページ、参考図は同様に7ページ、8ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は遠方に居住しており、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。なお、当該譲受人は整理番号31と同一人であり、申請地にて果樹の栽培を行う予定です。

整理番号31、32について、申請内容を審査した結果、2件何れも農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号31および32については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。

令和5年6月17日、前期の橋本推進委員と申請者立会いのもと、現地確認を行い、申請者から申請理由について聞き取りました。譲受人は、市内にお住まいですが、譲り受けた土地は農地として活用されることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号19藤井推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号19藤井です。

事務局、奥村農業委員より説明があったとおり、問題ないと判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、まず3条調書、整理番号31について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。



委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号31については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号32について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号32については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号33については、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」の整理番号28と関連がございますので一括審議といたします。  
なお、採決は個別に行います。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号33と、5条調書の整理番号28について、一括して説明します。整理番号33についての参考図は9ページ、10ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

申請地は不耕作であり、農地の処分を検討していた譲渡人と、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は、空き家バンクに登録されていた隣接住居を買い受け、申請地にて季節野菜の栽培を行う予定です。

続きまして、5条調書、整理番号28について説明します。調書は12ページ、参考図は39ページ、40ページ、土地利用計画図は41ページです。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地です。

申請内容は、住宅、庭および駐車場を目的とする、農地の売買です。41ページの土地利用計画図をご覧ください。空き家バンクに登録されていた住宅、庭、駐車場を活用されるもので、申請地南東の2497番は登記上の宅地であるものの、施設の一部が今回の農地となっており、その部分について転用されるものです。新たな造成工事はないことから、土砂流出はなく、隣接する農地もないことから、周辺農地への被害はないものと考えます。なお、今回の、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

- 議 長 3条調書、整理番号25および5条調書、整理番号28については、議席3番  
緩利委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号3番緩利です。  
譲受人は、空き家バンクに登録されている家を購入の際、選定時に、隣に畑の  
ある場所があったので、自家栽培を始めようと思われたようです。今回、この家  
と駐車スペースが農地であることが判明したことから、顛末案件として5条の申  
請をされることとなりました。申請地は、集落から少し離れている場所にあり、  
周囲に悪影響を及ぼすことはありません。不動産業者から聞くところによると、  
地元の住民の方にも挨拶にも行かれておりますし、新しい方が入ってこられると  
いうところでの心配もなさそうですので、許可相当と考えます。ご審議のほどよ  
ろしくお願いします。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号23清水推進委員、意見をお願いします。
- 担当推委 区域番号23清水です。  
事務局および緩利農業委員の説明のとおりで、特に意見はありません。農地の  
農地利用の最適化の推進につきましては支障ありません。ご審議のほどよろしく  
お願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問  
等がございましたらお伺いします。
- 委 員 **【質問等なしの声】**
- 議 長 ご質問等も無いようですので、まず、3条調書、整理番号33について採決い  
たします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号33については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、5条調書、整理番号28について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**

- 議 長 挙手全員でございます。  
よって、5条調書、整理番号28については、許可とすることに決定いたします。
- 議 長 続きまして、3条調書、整理番号34について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号34について説明します。参考図は11ページ、12ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。  
譲渡人は相続により農地取得したものの、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は当該農地の隣接居住者であり、これまでも譲渡人から借り入れし耕作されており、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。  
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。
- 議 長 3条調書、整理番号34については、議席10番奥村委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号10番奥村です。  
令和5年7月6日、前任の西田農業委員と前任の中本推進委員が申請者立ち会いのもと現地を確認されました。また8月5日、私と廣岡推進委員、前西田農業委員の3名で、再度現地確認を行いました。空き家バンク購入による転入に伴い、農地を畑として耕作されるための申請です。許可相当と判断をしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 続いて、区域番号26廣岡推進委員、意見を申し上げます。
- 担当推委 区域番号26廣岡です。  
補足として、譲受人は、3年ぐらい前に県外から当地に移住され、当初から地域活動に参加され、地元の方達は、にぎやかになったと喜んでおられます。野菜づくりも熱心で、地域で取り組んでいる法人の田の草刈や、獣害柵の設置工事にも、進んで参加されています。このように、農地を守る意欲ある方ですので、ぜひ認めていただくようご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号34について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号34については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、3条調書、整理番号35について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号35について説明します。参考図は13ページ、14ページです。申請地は、農業振興地域内の白字農地です。

申請地は不耕作であり、また高齢により耕作継続が難しくなり、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は当該農地の隣接居住者であり、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 3条調書、整理番号35については、議席7番森地委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号7番森地です。

6月13日、田村前農業委員とで、現地確認を行いました。譲渡人と譲受人は隣近所で、譲渡人の所有する隣接する畑が、高齢のための管理ができなくなったとのことで譲渡人に相談されたところ、所有権移転の合意ができたことから申請されたものです。畑として利用され、季節野菜を栽培されます。荒廃することなく農地が管理されることは、喜ばしいことであり、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 続いて、区域番号29小川推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号29小川です。

8月2日に引継ぎを行い、その後現地確認しました。譲受人の家の前が対象となる土地であり、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号35について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。  
よって、整理番号35については、許可とすることに決定いたします。

議長 　続きまして、3条調書、整理番号36について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号36について説明します。調書は5ページ、参考図は15ページ、16ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。  
遠方に居住しており、農地の縮小を検討していた譲渡人と、農業の規模拡大を考えていた譲受人とで、農地の所有権移転について合意し、申請されました。譲受人は当該農地の近隣居住者であり、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。  
申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長 　3条調書、整理番号36については、議席2番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 　議席番号2番中島です。

6月19日に現地を確認し、関係者から聞き取りを行いました。譲渡人は20年以上前から市外に住まいされており、父親から相続した今回の畑の処分に苦慮されておりました。また譲受人は、従来から自宅前の自分の畑とともに今回案件の畑も野菜を作付けし、耕作されておりました。譲渡人としては、自宅前の土地を見も知らない人が購入されると大問題なので、従来から譲り受けたいと思っていたそうです。この度、規模縮小を進めたい譲渡人と、拡大を目論んでいた譲受人の思いが一致し、快く売買に同意され、今回の契約に至りました。土地の状況ですが白地の畑です。これまでも譲受人が野菜を作付けされており、売買後も、同じように野菜を作付けされますことから、許可相当と判断いたしました。区長お

よび改良組合長の同意も得られております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 続いて、区域番号32利田推進委員が欠席ですので、事務局より意見書を朗読させます。

事 務 局 所有権の移転後も畑作を続けられます。土地改良事業には該当せず、集落が進める農地利用最適化の推進には支障がありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号36について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号36については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号37について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号37について説明します。参考図は17ページ、18ページです。申請地は、農業振興地域内の白地農地です。

譲渡人は高齢により、農業の縮小を検討していたところ、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。譲受人は当該農地の隣接居住者であり、申請地にて野菜の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 3条調書、整理番号37については、議席2番中島委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号2番中島です。

譲受人は、これまでから、今回の案件の土地を貸借し、家庭菜園をしております。

した。譲受人が、今回土地を購入したいと意思表示しましたところ、売買で話がまとまりました。譲受人は購入後も変わることなく、家庭菜園を続けると約束していただきました。今回の売買に際し、区長および改良組合長の同意も得られており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 続いて、区域番号35吉田推進委員、意見ををお願いします。

担当推委 区域番号35吉田です。

申請地は宅地の隣接地で、数年前から、耕作人に依頼されていますが、今回耕作人の夫との間で隣接耕作地・不耕作地も含め、売買の意向です。地域の農地利用最適化の推進には支障がないと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号37について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号37については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、3条調書、整理番号38について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号38について説明します。参考図は19ページ、20ページです。申請地は、農業振興地域内の青地農地です。

譲渡人は遺贈により農地取得したものの、農地の管理が行えないことから、農地の所有権移転について譲受人と合意し、申請されました。申請地にて水稻の栽培を行う予定です。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

- 議長 3条調書、整理番号38については、議席17番山川委員、説明をお願いします。
- 担当農委 議席番号17番山川です。  
7月9日、前任者の福井農業委員と田中推進委員と譲受人、譲渡人が同席にて現地の確認と説明を受けていただいております、引継ぎを受けました。会社の定年退職をきっかけに農地を取得し、農業をしていくことを決断され、地域の営農組合の活動にも参加しながら、水稲作付されます。居住地区内の農地を守っていただけることになり、農地の利用の最適化が図れ、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 続いて、区域番号36山本推進委員、意見ををお願いします。
- 担当推委 区域番号36山本です。  
農業者の確保および遊休農地の発生防止に関して、農地利用の最適化が図れると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委員 【質問等なしの声】
- 議長 ご質問等も無いようですので、3条調書、整理番号38について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。
- 委員 【挙手全員】
- 議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号38については、許可とすることに決定いたします。  
議案第2号については、以上であります。
- 議長 続きまして、議案第3号「農地法第4条第1項の規定による許可申請審議について」の整理番号11については、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」の整理番号27と関連がございますので、一括審議いたします。  
なお、採決は個別に行います。  
事務局の説明を求めます。



事務局 議案第3号、整理番号11と議案第4号、整理番号27については関連があることから、一括して説明します。議案書は6ページからで、4条調書は7ページ、5条調書は11ページで、参考図は21ページ、22ページ、土地利用計画図は23ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請地を住宅にするための申請です。今回、申請人の所有する農地においては、子が居住するための住宅を建築するにあたり、親子共同で住宅を建設されます。この場合、申請人は所有権に基づく転用事業を行うものとして第4条による許可申請が必要であり、また、子は土地の使用収益を受けるための第5条申請が必要となります。計画によると、申請者居宅の西側隣接地において、建築面積134.15平方メートルの住宅を建築されます。建ぺい率は19.51パーセントです。雨水排水は、敷地東側の既存側溝に放流処理されるほか、敷地は申請人の自己所有地に囲まれており、転用による周辺農地への被害はないと考えます。なお、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第4条第6項並びに農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 4条調書、整理番号11および5条調書、整理番号27については、議席3番 緩利委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番緩利です。

親子共同で家を建てることになりました。参考図22ページに、申請地のすぐ南に子の家があり、さらに南に親の家があります。建て替えをしたいとのことで、山を整地して、家が建てられる状態しておられます。周辺の農地等は申請者の所有で、他に耕作している所はありません。他に影響を及ぼすことはありませんし、雨水排水も何ら問題ありません。この内容に関し、許可相当と判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号22阪口推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号22阪口です。

実家に隣接した畑地です。前任の委員との引継ぎ、並びに現場確認をしましたが、農地利用の適正化推進には全く支障はありません。地元に、若者が定着して所帯を持たれるとのことで、喜ばしく思います。ご審議のほどよろしく願います。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、一括してお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず、4条調書、整理番号11について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手多数】

議 長 挙手多数でございます。  
よって、整理番号11については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして5条調書、整理番号27について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手多数】

議 長 挙手多数でございます。  
よって、5条調書、整理番号27については、許可とすることに決定いたします。  
議案第3号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。  
5条調書、整理番号21について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第4号、整理番号21について説明します。調書は9ページ、参考図は24ページ、25ページ、土地利用計画図は26ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

当案件は、7月総会にて自己居住用一戸建て専用住宅を目的とする農地の売買として承認いただきましたが、その後、代理人を通じて土地利用計画図に変更がある旨申し出がありました。内容変更が許可書発行の前であり、新規申請として取り扱うため、改めて内容をお諮りするものです。

計画によると、木造2階建て、建築面積92.70平方メートルの住宅を建築されます。建ぺい率は23.01パーセントです。当初計画図面では、区域内は全体的に盛土をし、敷地境界にはブロック塀及びL型擁壁を配置することで周辺への土砂流出を防止すること、また、雨水排水は、敷地内に設ける柵で集水し、道路側溝に放流されるほか、汚水排水は公共下水道への放流処理とされていきました。主な変更点は、区域内全体として盛土高を下げたことに伴い、敷地周囲のL型擁壁をブロ

ック堀に変更されたほか、敷地北側の盛土処理を安定勾配としたうえで、外周に雨水排水用側溝および会所柵が新設されたものです。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないと考えます。なお、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借り入れとされ、金融機関からの書面にて確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例での開発申請手続き中であり、転用許可は、条例に基づく協定と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号21については、議席15番林田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号15番林田です。

先ほど事務局から説明がありましたとおり、7月に許可いただいたのですが、工事費が高額になるとのことで、再度検討されて、擁壁を下げるとのことです。傾斜をつけ、排水をされることとなりますので、土砂が側溝や道路に溢れないように、普段の管理をお願いしたいとの要望を付してあります。山中推進委員とともに、再度確認しまして、許可相当と判断します。ご審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議 長 続いて、区域番号1山中推進委員が欠席ですので、事務局から意見書の朗読をさせます。

事務局 ただ今、事務局および林田農業委員の説明のとおりで、農地利用最適化の推進には問題ありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号21について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号21については、許可とすることに決定いたします。  
また、許可については甲賀市みんなのまちを守り育てる条例の協定と同時許可となります。

議長 続きまして、5条調書、整理番号22については、整理番号23と関連がございますので、一括審議といたします。  
なお、採決は個別に行います。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号22、23について説明します。参考図は27ページ、28ページ、土地利用計画図は29ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。申請内容は、農家住宅を目的とする、農地の贈与および売買です。計画によると、2階建て、建築面積85.69平方メートル、延べ面積126.69平方メートルの農家住宅を建築されます。建ぺい率は12.52パーセントです。整理番号22は、申請地のうち、譲受人の祖母の土地部分を贈与として譲り受けるものであり、整理番号23は地権者から売買により取得するもので、いずれも一体の住宅建築のための申請となっています。申請地を東西に横断する水路は、集落内の出し合い水路であり、今回の宅地造成に伴い、地元の了解の元、新たに付替えをし、北側に配置する水路に向けて放流されます。なお、水路の放流にあたっては、農村整備課に対し、管路部の占用協議がなされています。造成は現状地盤を基本とし、雨水排水は敷地周囲の雨水柵で集水し、道路側溝に放流、汚水排水は下水道へ放流処理されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないと考えます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借り入れとされ、金融機関からの書面にて確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号22、23については、議席19番、私、伴が説明をいたします。

担当農委 整理番号22、23は隣接する畑としての農地です。北側に排水路、南は住宅で、隣接する農地への影響もなく管理されます。また、譲受人は、大規模農家の後継者であり、農家住宅で申請されています。許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号3林田推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号3林田です。  
5月3日に前任者徳地推進委員と伴農業委員が現地確認されています。問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、まず5条調書、整理番号22について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号22については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号23について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号23については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号24について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号24について説明します。調書は10ページ、参考図は30ページ、31ページ、土地利用計画図は32ページです。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。  
申請内容は、農業用倉庫を目的とする、農地の売買です。計画によると、建築面積146.38平方メートルの農業用倉庫を建築されます。建ぺい率は19.86パーセントです。当該法人は近隣で倉庫を所有しているものの、農機具の保管場所が手狭になり、既存倉庫での併設が困難であったことから、当該申請地を選定されました。当該倉庫は居住区域内に位置するため、周辺に配慮し、農機具の維持管理作業は実施せず保管のみ利用とされます。建設にあたり、新たに土砂搬出はないた

め、周囲への土砂流出はありません。また、碎石敷き均しによる舗装処理をされるため、雨水排水は自然地下浸透処理とするほか、会所柵を通じて北側道路側溝に放流されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないと考えます。なお、今回の、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議長 5条調書、整理番号24については、議席8番山崎委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番山崎です。

ただ今の件について、前任農業委員松下委員の意見を申し上げます。

現地は黄瀬推進委員とともに、6月8日に確認し、関係者から聞き取りを行いました。申請地は、宅地に隣接した2筆で、地目は畑1筆と田1筆で、現在は更地と不耕作で管理されています。譲受人である農事組合法人は、所有する農機具等の増加により、現有の既存の倉庫では保管が手狭となったことから、隣接地で倉庫の増設を検討されていましたが、土地の確保が困難となったことから、近隣の土地を選定し、今回、遠隔地で移住されている譲渡人との間で宅地および農地を一括譲渡することで双方合意に対し、今回の農地転用許可申請に至ったものです。譲受人は、集落の中にある当土地を農業用倉庫の建設用地として整備され、そこでは農機具の洗浄、メンテナンスなどの作業は実施せず、あくまで、保管場所として利用される予定ですので、周囲への汚水、騒音など、環境汚染の発生はないものと考えられます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 続いて、区域番号8黄瀬推進委員、意見を申し上げます。

担当推委 区域番号8黄瀬です。

申請地は、集落の中心部にあり、道路並びに民家の間に挟まれた農地です。地域が進める農地利用の最適化には何ら支障ありません。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 【質問等なしの声】

議長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号24について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号24については、許可とすることに決定いたします。

議長 続きまして、5条調書、整理番号25については、先ほど審議を終えていますので、整理番号26について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号26について説明します。調書は11ページ、参考図は36ページ、37ページ、土地利用計画図は38ページです。非線引き都市計画区域内の第2種農地です。

申請内容は、自己業務用倉庫を目的とする農地の賃貸借です。申請地は第2種農地ですが、交通の利便性のよい候補地で比較して用地選定を行われており、自社倉庫および営業所に隣接している当地のほかに、適当な代替地が見つからなかったことからやむを得ないと考えられます。計画によると、運送業を行う譲受人が、近年のインターネット販売や、非接触を求める社会構造変化による運送流通の増加により、事業拡大を計画され、新たに運送荷物の保管用および積み替え作業用倉庫を建設されます。倉庫建設にかかる農地は3,063平方メートルで、計画区域は農地、宅地および開発事業にかかる通路用地を合わせて、4,544平方メートルです。この計画区域に、高さは10.6メートルで、建築面積537.49平方メートルの倉庫棟を建築されます。建蔽率は13.49パーセントです。倉庫棟以外の敷地については、運送用車両の駐車・待機スペースおよび積み替え作業用地として利用されます。造成工事については、敷地周囲に設置する可変側溝に向けて地表水が流れるよう、切土および盛土により整地を行われます。土砂が流出しないように、敷地境界にはL型擁壁を設置されます。排水路で集めた雨水排水は、雨水柵で集水後、敷地内の浸透貯留槽にて地下浸透処理されます。以上のことから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。なお、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされ、金融機関の書類で確認しています。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。

なお、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。

議 長 5条調書、整理番号26については、議席11番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号11番奥村です。

令和4年12月8日、前期の中村推進委員と現地確認を行いました。申請地は不耕作地で、とても農地に戻りません。申請地は、現倉庫の奥にあり、譲渡人と譲受人の間で話がまとまりました。ただ、現地確認後、少し計画の変更があり書類の提出が遅れたと聞いております。令和5年8月8日、再度新旧推進委員と現地確認を行いました。譲り渡しされる土地の変更はなく、建物の変更のみです。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られています。周辺農地に被害はないと考えられることから、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく願います。

議 長 続いて、区域番号20中邨推進委員、意見を願います。

担当推委 区域番号20中邨です。

8月8日に奥村農業委員と前任の中村推進委員と私の3人で、現地確認をいたしました。集落が進める農地利用最適化推進には支障がありません。ご審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【質問等なしの声】**

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号26について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号26については、許可相当とすることに決定いたします。

なお、この案件は、面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議に諮問いたします。

また、都市計画法第29条の開発許可の手続き中であり、転用許可は、開発許可と同日付けとなります。以上です。



議 長 続きまして、5条調書、整理番号29について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号29について説明します。調書は12ページ、参考図は42ページ、  
43ページ、土地利用計画図は44ページです。市街化調整区域内の青地農地で  
す。

申請内容は、工事用仮設道路を目的とする、農地の賃貸借で、一時転用です。  
申請によると、新名神高速道路の柚川橋拡幅工事において、施工現場への工事用車  
両搬入のための工事仮設用道路として利用をされます。許可後、転用工事に着手  
し、令和5年9月から令和8年7月まで工事仮設用道路として利用し、その後、令  
和8年8月から同月末までに機能復旧する計画をされています。国からの通知で  
は、一時転用の期間は「当該一時的な利用の目的を達成することができる必要最小  
限の期間」とされておりますが、当該申請は、その必要最小限であると考えます。  
造成工事については、敷地の表土撤去後、盛土または砕石により整地をされ、表層  
はアスファルト舗装とされます。表土仮置き高を低くし、隣接地と距離をとること  
で土砂流出を防止されます。舗装面にはアスカーブを設置し、用水路へ雨水を誘導  
すると同時に、敷地内に排水柵を設置し、既設柵に導水後に排水をされることか  
ら、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。そのほか、交通安全  
対策として、転用期間中、工事車両が敷地を利用しないときには、敷地はバリケ  
ードをされ、一般車両の誤進入を防止するとともに、公安委員会と協議の上、止まれ  
標識を移設し、事故防止を図られます。今回、農地転用に際し、地元関係者の同意  
は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たし  
ていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号29については、議席2番中島委員、説明をお願いしま  
す。

担当農委 議席番号2番中島です。

甲南町の池田から県道4号を横切り、高野にかけて第2名神の柚川橋梁があり  
ます。現状は4車線ですが、3年をかけて6車線化の工事にかかります。市道高  
野寺庄線から材料の供給をする予定で、高野地区の役員に説明をされましたが、  
民家が何件かあることと、踏切を大型トレーラーで通過することが難しいため、  
高野方面から搬入を断念し、寺庄方面からの材料の供給をすることになりました。  
今回申請の2筆の圃場を埋め立てないと大型トレーラーでの搬入時に曲がり  
代がないため、圃場を道路の高さまで埋め立て、道路拡張をするための農地転用  
申請です。雨水等の排水は、新たに柵を設置して排水水路へ放出します。工事は  
3年間で、工事完了後は原状回復を行います。今回の形状変更は、区長および改

良組合長の同意も得ており、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 続いて、区域番号31中嶋推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号31中嶋です。  
中嶋農業委員の説明のとおりで、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号29について採決いたします。  
賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。  
よって、整理番号29については、許可とすることに決定いたします。

議 長 続きまして、5条調書、整理番号30について審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号30について説明します。参考図は45ページ、46ページ、土地利用計画図は47ページです。非線引き都市計画区域内の第3種農地です。

申請内容は、資材置場を目的とする、農地の売買です。申請によると、窯業を営む譲受人において、海外から仕入れている原土が今後入手困難になるとの見込みから、まとまって仕入れる必要があり、会社から近い当地において置場確保のために計画されたものです。間口4メートルの進入路とし、盛土により整備するほか、置場は安定勾配とされます。進入路以外に造成はなく、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また、農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。なお、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査したところ、許可要件を満たしていると判断しました。以上です。

議 長 5条調書、整理番号30については、議席12番寺田委員、説明をお願いします

す。

担当農委 議席番号12番寺田です。

6月23日に、山本前推進委員とともに2名の譲渡人のうち、お一人から説明を受けました。申請地は、数十年来、不耕作地であり、この周辺一帯が当初の利用状況調査の際にも、赤判定とされている所です。農地の有効利用と考えましても、最適化と思われます。また、進入道路側の住居ですが、ここがこの譲受人の社宅となっていることから、日頃の管理等、目視による監視も十分できることで、許可相当と考えます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 続いて、区域番号42城推進委員、意見をお願いします。

担当推委 区域番号42城です。

前山本推進委員からの引き継ぎ案件ですが、農地利用最適化推進に支障はありません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺ひします。

委 員 【質問等なしの声】

議 長 ご質問等も無いようですので、5条調書、整理番号30について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号30については、許可とすることに決定いたします。

議案第4号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第5号「令和5年度農用地利用集積等促進の計画案にかかる意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号について説明します。議案書は13ページからです。

農地の貸借については、農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を作成し、権利設定を行います。

この促進計画の作成にあたり、市町はその区域に存する農用地等について計画

案を提出することとなっており、農用地の効率的な利用について、あらかじめ農業委員会の意見を聴くこととされています。

14ページから17ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。農地の出し手となる（甲）、農地の受け手となる（丙）の農地の所在、期間等は記載のとおりで、使用賃貸借の設定面積は、合計104,567平方メートルです。権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、18ページの参考資料のとおりです。

次に、19ページの農用地利用集積等促進計画の案をご覧ください。こちらは、すでに権利設定を受けている者について、耕作者の変更があったもので、農地の所在、期間等は記載のとおりで、賃借権の設定面積は、合計2,285平方メートルです。同様に、権利の設定を受ける者の農地台帳による経営状況は、20ページの参考資料のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　ご質問等も無いようですので、議案第5号について採決いたします。  
「農用地利用集積等促進の計画案」に関して「意見なし」として意見を付すことに賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。  
よって、議案第165号については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として市長へ提出することに決定いたします。  
議案第5号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第6号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を議題といたします。なお、この基本構想の変更については、「農業経営基盤強化促進法第6条第4項」に基づき、同法「施行規則第2条」の規定により、農業委員会の意見を聴かなければならないとされております。

この議案については、産業経済部、農業振興課から詳細説明がありますので、担当者の入室・着席を求めます。

農業振興課

【担当者 入室・着席】

議長

農業振興課の説明を求めます。

農業振興課

農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更です。本基本構想については、農業経営基盤強化促進法第6条の規定に基づき、都道府県が作成する基本方針に合わせて、市が独自に定めるもので、農業施策の推進において、農業経営の発展の目標を明らかにして、効率的かつ安定的な農業経営をする育成することを目的に、必要な要件を定めたものです。

本基本構想の制定案更新の際は、農業経営基盤強化促進法施行規則の第2条において、農業委員会、農業協同組合の意見を聴取することが定められており、本日に意見聴取のため、説明をさせていただいているところです。詳細な内容につきましては、担当から説明をさせていただきます。

今回の更新内容については、農業経営基盤強化法が改正され、地域計画についての内容が法改正により盛り込まれたことによる更新となります。「地域計画」とは、従前に存在しました、「人・農地プラン」にかわるものとして、人・農地プランを法定化し、地域の話し合いにより、将来の農地利用の姿を明確化し、それに伴う農地の集約化を行うため、農林水産省により法律に明記され進められている農業経営基盤の強化の促進に関する計画の一般名称となります。

お手元の資料、農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の新旧対照表、をご覧ください。

今回の改正について、地域計画の策定についての改正となります。まず新旧対照表で記載をしております、第4として、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項として、地域計画にかかる合意形成、また目標地図の制作について関係機関が協力して取り組む旨を新設として記載しております。

次に第5としまして、受け入れ環境関係機関の役割分担に、しがの農業経営就農支援センターを追加、また農業経営基盤強化法に合わせる形で、第5-7として、協議の場の設置および公表、地域計画の策定について追加記載をしています。そちらの協議の場の設置および公表は、18条1項。地域計画の策定は19条1項の形で追加記載をしています。

7の内訳として、協議の場の設置の方法、地域計画の区域の基準、地域計画の策定の進め方、また、地域計画に基づく農用地の利用権の設定の推進についての詳細を新設記載しています。

いずれの項目についても、地域計画策定のため、農業経営基盤強化法に合わせて改正が必要な事項となっております。

また、本改正については、滋賀県により策定される基本方針に合わせたものです。県下で多少の違いはありますが、概ね同様の内容で一斉に改正が行われるものとなっています。以上です。

議長 　ただ今、農業振興課より説明がありました件について、農業委員会の意見を求められていますので、ご意見等がございましたら、お伺いします。

委員 　【意見等なしの声】

議長 　ご意見等も無いようですので、議案第6号について採決いたします。  
農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、「意見なし」として意見を付すことに賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。  
よって、議案第6号については、「農業委員会として、付すべき意見はなし」として市長へ提出することに決定いたします。

議長 　農業振興課の皆様、ありがとうございました。ご退席ください。

農業振興課 　【担当者 退室】

議長 　議案第6号については、以上であります。

議長 　続きまして、報告案件に入ります。  
報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、事務局の報告を求めます。

事務局 　報告します。調書は22ページ、参考図は48ページです。  
今月は、農地法第4条の届出が1件です。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【質問等なしの声】

議長 　これで、審議案件ならびに報告案件を終了いたします。

議長 　続きまして、報告事項に入ります。  
事務局報告事項について、事務局から順次説明をお願いします。

事務局

- ・農地等の利用の最適化の推進に関する指針
- ・令和5年度最適化活動の目標の設定等
- ・令和5年度甲賀市農業委員会事業計画
- ・経過と予定
- ・農地利用集積計画に係る利用権設定満了報告

議長 報告事項は以上です。  
次に、専門委員会委員の選出について、事務局から説明をお願いします。

事務局 【専門委員会委員選出についての説明】

議長 それでは、ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議長 ご質問等も無いようですので、以上で総会を終了いたします。